

令和7年3月24日

市営住宅における子育て世帯の入居要件を緩和します

1 趣旨

市営住宅では、入居要件として収入に上限を設けていますが、高齢者世帯や障害者世帯など特に居住の安定を図る必要があると考えられる世帯の場合は、一般の入居者より収入の上限を高く設定する「裁量階層」という制度を設けています。

この度、子育て世帯が子どもを産み育てやすい環境整備を図るため、子育て世帯の裁量階層の対象範囲を拡大します。

2 子育て世帯の裁量階層の範囲

(1) 対象世帯

改正後(令和7年4月から)	改正前
同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合	同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(2) 収入基準

区 分	政令月収
裁量階層世帯	21万4千円
一般世帯	15万8千円

3 開始時期

令和7年4月1日以降



広島県三次市

総務部 財産管理課 住宅・財産活用係 (担当:高野・住吉)
TEL:0824-62-6161 FAX:0824-62-6137